

世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱

平成26年3月31日
25世地整第307号

改正	平成26年9月18日26世地整第208号	平成27年3月31日26世地整第439号
	平成27年9月30日27世地整第168号	平成28年3月31日27世地整第365号
	平成28年10月12日28世防街第370号	平成29年3月30日28世防街第756号
	平成29年9月6日29世防街第270号	平成30年2月6日29世防街第581号
	平成31年2月7日30世防街第546号	

(目的)

第1条 この要綱は、災害に強い街づくりを推進するため、不燃化推進特定整備地区(東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成25年3月29日決定24都市整防第598号)第2条第1号に規定する不燃化推進特定整備地区をいう。以下「不燃化特区」という。)として指定された区域内において老朽建築物の建替え等を行う者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)において使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。

2 この要綱において「建て替え後の建築物」とは、次に掲げる建築物の用途を有しない建築物をいう。

(1) 共同住宅又は長屋(2以上の住戸を有する1の建築物であって、隣接する住戸又は重なり合う住戸間において、内部での行き来をすることができない完全に分離された構造を有するもののうち、廊下、階段等の共用部分を有しないものをいう。)で住戸の戸数が5以上のもの

(2) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)第3条第1項第4号に掲げるもの

(3) 寄宿舍

(4) 下宿営業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第5項の下宿営業をいう。)の用に供する施設

3 この要綱において「耐火建築物等」とは、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。

(助成金の区分)

第3条 助成金は、これを建替え助成金、老朽建築物除却助成金及び土地管理用仮設物設置助成金に区分する。

(建替え助成金)

第4条 建替え助成金は、不燃化特区の指定を受けた別表第1に掲げる地区内に存する第5条に定める老朽建築物(原則として当該老朽建築物の所有者が使用する建築物とする。)を第6条に定める要件を満たす建て替え後の建築物に建て替える者に交付する。

(老朽建築物の要件)

第5条 前条の老朽建築物とは、木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録された建築物であって、建築後の経過年数が当該建築物の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定める耐用年数をいう。)の3分の2に達しているもので、耐火建築物等(平成4年法律第82号による改正前の建築基準法第2条第9号の3に規定する簡易耐火建築物を含む。)以外のものをいう。

(建替え助成金の対象となる建て替え後の建築物の要件)

第6条 第4条の建て替え後の建築物の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法令等に適合した建築物であること。

(2) 世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)に基づく地区街づくり計画に適合した建築物であること。

(3) 耐火建築物等であること。

- (4) 建築物の形状、外壁等の色彩が周辺の環境に配慮されたものであること。
- (5) 建て替え後の建築物の住戸は、住戸専用面積が25平方メートル以上であること。
- (6) 前条の老朽建築物の建築敷地において敷地分割を伴わないこと。
- (7) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物でないこと。
- (8) 建築基準法第2条第13号に規定する建築(増築及び移転を除く。)による建築物であること。
(建て替え後の建築物の所有者)

第7条 建て替え後の建築物の所有者は、第4条の老朽建築物の所有者と同一人であることを要するものとする。ただし、建て替え後の建築物の所有者が、第4条の老朽建築物の所有者の親族であつて、当該老朽建築物において当該老朽建築物の所有者と同居している場合又は建て替え後の建築物において当該老朽建築物の所有者と同居する場合は、建て替え後の建築物の所有者と当該老朽建築物の所有者は同一人であるものとみなす。

2 第4条の老朽建築物の所有者が法人である場合において、建て替え後の建築物の所有者が当該法人と合併した法人であるときは、当該老朽建築物の所有者と建て替え後の建築物の所有者は同一人であるものとみなす。

(建替え助成金を交付しない場合)

第8条 前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、建替え助成金を交付しないものとする。

- (1) 第4条の老朽建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に定める都市計画施設区域内に存する場合
- (2) 第4条の老朽建築物の所有者又は建て替え後の建築物の所有者が建替え助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合
- (3) 第4条の老朽建築物の所有者又は建て替え後の建築物の所有者が宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)である場合において、販売する目的で当該老朽建築物を所有し、建て替え、又は建て替え後の建築物を所有するとき。
- (4) 第4条の老朽建築物の敷地に係る後退用地(世田谷区狭あい道路拡幅整備条例(平成9年3月世田谷区条例第34号)以下「狭あい条例」という。)第2条第4号に規定する後退用地をいう。以下同じ。)及び隅切り用地(狭あい条例第2条第5号に規定する隅切り用地をいう。以下同じ。)を一般交通の用に供しない場合(当該後退用地及び隅切り用地の一部又は全部に隣地を所有する者と共有する門又は塀、その他区長が特に認めるものがある場合を除く。)
- (5) 第19条に規定する完了報告書が平成33年2月末日までに提出されない場合

(建替え助成金の交付額)

第9条 建替え助成金の交付額は、別表第2に定める除却費に相当する額及び建築設計費に相当する額の合計額(建替え助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該合計額から消費税相当額を控除した額)とする。

2 前項の交付額は、第4条の老朽建築物を2棟以上の建築物に建て替える場合であっても増額しないものとする。

3 建替え助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(老朽建築物除却助成金)

第10条 老朽建築物除却助成金は、不燃化特区の指定を受けた別表第1に掲げる地区内に指定日時点において既に存する老朽建築物を除却する者に交付する。ただし、当該老朽建築物の一部のみを除却する場合を除く。

2 前項の老朽建築物は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)第13条第1項に規定する延焼防止上危険である建築物として国土交通省令で定める基準に該当するものであって、木造として登記簿等に記録されている建築物
- (2) 昭和56年以前に建築された建築物であつて、区が行った調査により延焼防止上危険であると認められた、木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録されている建築物
- (3) 適正な管理がなされていない建築物であつて、区が行った調査により延焼防止上危険であると認められた、木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録されている建築物

- (4) 区長が除却が必要であると特に認めた建築物
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、老朽建築物除却助成金を交付しないものとする。
- (1) 老朽建築物を除却する者が老朽建築物除却助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合
- (2) 老朽建築物の敷地に係る後退用地及び隅切り用地を一般交通の用に供しない場合（当該後退用地及び隅切り用地の一部又は全部に隣地を所有する者と共有する門又は塀、擁壁その他区長が特に認めるものがある場合を除く。）
- (3) 第19条に規定する完了報告書が平成33年2月末日までに提出されない場合
（老朽建築物除却助成金の交付額）
- 第11条 老朽建築物除却助成金の交付額は、別表第2に定める除却費に相当する額（老朽建築物除却助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該額から消費税相当額を控除した額）とする。
- 2 老朽建築物除却助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。
（土地管理用仮設物設置助成金）
- 第12条 土地管理用仮設物設置助成金は、老朽建築物除却助成金の交付決定に係る土地又は第10条第2項の要件に該当する老朽建築物を除却した後の土地の権利者（土地の所有権、賃借権又は地上権を有する者をいう。以下この条において「土地の権利者」という。）であって、これらの土地に、土地を適正に管理するための柵等を設置する者に交付する。
- 2 土地管理用仮設物設置助成金の交付の対象となる土地は、次の各号の要件を満たすものとする。
- (1) 老朽建築物を除却した後の土地を、土地の権利者が管理することについて区が認定したこと。
- (2) 老朽建築物を除却した後の土地が、延焼防止上有効な更地と認められること。
- (3) 老朽建築物を除却した後の土地を用いて当該土地の権利者が収益を得ていないこと。
- (4) 老朽建築物を除却した後の土地が、管理放棄されていないこと。
- (5) 老朽建築物を除却した後の土地が、不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱（平成25年6月26日25主税税第124号局長決定）第2に定める要件を満たすものであること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、土地管理用仮設物設置助成金を交付しないものとする。
- (1) 柵等を設置する者が土地管理用仮設物設置助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合
- (2) 宅地建物取引業者が販売する目的で管理する土地に柵等を設置する場合
- (3) 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例第2条第4号に規定する後退用地内及び同条第5号に規定する隅切り用地内に柵等を設置する場合
- (4) 法令等に適合しない場合
- (5) 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）に基づく地区街づくり計画に適合しない場合
- (6) 第19条に規定する完了報告書が平成33年2月末日までに提出されない場合
（土地管理用仮設物設置助成金の交付額）
- 第13条 土地管理用仮設物設置助成金の交付額は、別表第3に定める額に相当する額（土地管理用仮設物設置助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該額から消費税相当額を控除した額）とする。
- 2 土地管理用仮設物設置助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。
（認定申請）
- 第14条 区長は、助成金の交付を受けようとする者に別に指定する書類を添付した世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を次の各号に掲げる助成金の区分に応じて当該各号に定める日の15日前までに提出させるものとする。
- (1) 建替え助成金 第4条の老朽建築物を除却し、建て替え後の建築物に建て替える工事（以下「建替え工事等」という。）の着手予定日

- (2) 老朽建築物除却助成金 第10条第1項の老朽建築物を除却する工事(以下「除却工事等」という。)の着手予定日
- (3) 土地管理用仮設物設置助成金 第12条第1項の柵等を設置する工事(以下「柵等の設置工事」という。)の着手予定日
- 2 区長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査をし、当該申請に係る老朽建築物が第5条若しくは第10条第2項に定める要件を満たし、及び建て替え後の建築物が第6条に定める要件を満たし、又は柵等及び当該柵等を設置する土地が第12条第1項及び第2項に定める要件を満たすと認定したときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業認定通知書(第2号様式)を、これらの要件を満たさないと認定したときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業不認定通知書(第3号様式)を当該申請書を提出した者に交付するものとする。
- 3 前項の規定による認定には条件を付することができるものとする。
- 4 区長は、次に掲げる場合は、第2項の規定による認定をしないものとする。
- (1) 第4条の老朽建築物を除却する工事及び第10条第1項の老朽建築物を除却する工事を第2項の規定による認定をする前に行ったとき。
- (2) 第2項の規定による認定が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- (変更等の承認申請)
- 第15条 区長は、前条第2項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定者に世田谷区不燃化推進特定整備事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
- (1) 建替え工事又は除却工事を変更しようとするとき。
- (2) 建替え工事又は除却工事(以下「建替え工事等」という。)を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 設置しようとする柵等を変更しようとするとき。
- (4) 柵等の設置工事を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る建替え工事等の変更、中止若しくは廃止又は当該申請に係る柵等の設置工事の変更、中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区不燃化推進特定整備事業変更・中止・廃止承認書(第5号様式)により認定者に通知するものとする。
- (中間検査等)
- 第16条 区長は、建替え工事等の完了前においても必要に応じて建替え工事等を検査し、又は当該建替え工事等の進捗状況を認定者に報告させるものとする。柵等の設置工事についても同様とする。
- (事故報告)
- 第17条 区長は、建替え工事等若しくは柵等の設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は完了が困難となった場合は、認定者にその状況を世田谷区不燃化推進特定整備事業事故報告書(第6号様式)により速やかに報告させなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、認定者に対して書面により適切な指示をしなければならない。
- (遂行命令等)
- 第18条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査、認定者が提出する報告等により、建て替え後の建築物が第6条に定める要件を満たさない建築物であると認めるとき、又は認定者が設置しようとする柵等及び当該柵等を設置しようとする土地が第12条第1項及び第2項に定める要件を満たさないものであると認めるときは、当該認定者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業遂行命令通知書(第7号様式)により当該建替え工事又は柵等の設置工事は正を命じるものとする。
- 2 区長は、認定者が前項の規定による命令に違反したときは、当該認定者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業停止命令通知書(第8号様式)により当該建替え工事又は柵等の設置工事の一時停止を命ずるものとする。

(完了報告)

第19条 区長は、認定者に対して別に指定する書類を添付した世田谷区不燃化推進特定整備事業完了報告書(第9号様式。以下「完了報告書」という。)を次の各号に掲げる助成金の区分に応じて当該各号に定める日から60日以内又は平成33年2月末日のいずれか早い日までに提出させなければならない。

- (1) 建替え助成金 建替え工事を完了した日
- (2) 老朽建築物除却助成金 除却工事を完了した日
- (3) 土地管理用仮設物設置助成金 柵等の設置工事を完了した日

2 区長は、完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査し、必要があると認めるときは、建替え工事が第6条に定める要件を満たすものであること、除却工事が適正に完了していること又は柵等の設置工事が適正に完了していることを調査しなければならない。

(是正のための処置)

第20条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、建替え工事が第6条に定める要件を満たすものでないこと、除却工事が適正に完了していないこと又は柵等の設置工事が適正に完了していないことを認めるときは、認定者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業是正命令通知書(第10号様式)により、それぞれ助成金が交付される要件を満たすものとするための処置をとることを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により認定者が必要な処置をした場合は、当該認定者にその結果を世田谷区不燃化推進特定整備事業是正報告書(第11号様式。以下「是正報告書」という。)により報告させなければならない。

(認定の取消し)

第21条 区長は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第14条第2項の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 助成金を建替え工事等又は柵等の設置工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第14条第2項の規定による認定に付けた条件又は法令等に違反したとき。
- (4) 故意に完了報告書若しくは是正報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (5) 建替え工事等又は柵等の設置工事に関し、建替え助成金、老朽建築物除却助成金又は土地管理用仮設物設置助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、第14条第2項の規定による認定が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、当該認定を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区不燃化推進特定整備事業認定取消通知書(第12号様式)により当該認定者に速やかに通知しなければならない。

(助成金の交付申請等)

第22条 区長は、第19条第2項の規定による審査及び調査の結果又は第20条第2項の規定による報告により、建替え工事が第6条に定める要件を満たすものであると認めるとき、除却工事が適正に完了したと認めるとき又は柵等の設置工事が適正に完了したと認めるときは、認定者に別に指定する書類を添付した世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付申請書(第13号様式。次項において「交付申請書」という。)を提出させるものとする。

2 区長は、交付申請書の提出があったときは、速やかに助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付決定通知書(第14号様式。次条において「交付決定通知書」という。)により当該交付申請書を提出した認定者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定には条件を付することができるものとする。

4 区長は、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付を決定してはならない。

(助成金の交付請求)

第23条 区長は、前条第2項の規定による交付の決定をしたときは、同項の規定による助成金の交付の決定を受けた認定者（以下「助成対象者」という。）に世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付請求書（第15号様式。この条において「請求書」という。）を交付決定通知書を送付した日から60日以内に提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、40日以内に当該請求書に係る助成金を支払うものとする。
- 3 区長は、助成対象者が助成金の受領を建替え工事等又は柵等の設置工事に係る設計者又は工事施工者に委任したときは、当該委任を受けた者に助成金を支払うものとする。
- 4 区長は、助成対象者が助成金の受領を委任したときは、請求書に委任状を添付して提出させるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第24条 区長は、助成対象者に、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供させてはならない。

（交付決定の取消し）

第25条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 第21条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令等に違反したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付の決定を取り消さなければならない。
- 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付決定取消通知書（第16号様式。次条において「取消通知書」という。）により助成対象者に速やかに通知しなければならない。

（助成金の返還）

第26条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、建替え工事等又は柵等の設置工事の当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成対象者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第27条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第28条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第29条 第27条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（建築物等の適正管理）

第30条 区長は、助成対象者に、助成金の交付の対象となった建て替え後の建築物又は老朽建築物を除却した後の土地及び当該土地に設置した柵等を、常に防災上安全かつ良好な状態に管理させなければならない。

2 区長は、助成対象者に対し、必要に応じて助成対象者に前項の建築物、土地又は柵等の管理状況について報告を求めることができる。

(書類の保存)

第31条 区長は、助成金に関する書類を不燃化特区の指定の期間の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第32条 この要綱の施行について必要な事項は、防災街づくり担当部長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この要綱(第25条から第31条までの規定を除く。)は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成32年度の予算に係る助成金の交付に関しては、その手続きが終了するまでの間、なお効力を有する。

第3条 不燃化特区の指定を受けた日から2年を経過する日までの間に限り、第14条第1項第1号の規定は、同号中「第4条の老朽建築物を除却する工事の着手予定日又は同条の戸建の建築物に建て替える工事の着手予定日のいずれか早い日」とあるのを「第4条の老朽建築物を除却する工事の着手予定日又は同条の戸建の建築物に建て替える工事の着手予定日」と読み替えて適用することができるものとする。

2 前項の規定により読み替えて第14条第1項第1号の規定を適用する場合にあっては、建替え工事のうち同号の規定を適用する時点で着工していないものについて申請書を提出させるものとする。

3 前項の規定により申請書を提出させた場合の助成金の交付額は、第9条第1項の規定にかかわらず、建替え工事のうち着工していないものに係る別表第2に定める除却費に相当する額又は建築設計費に相当する額とする。

(平成29年4月1日から同年6月30日までの間に申請書を提出する法人に係る特例)

第4条 平成29年4月1日から同年6月30日までの間に申請書を提出する者(法人である者に限る。以下「特例申請者」という。)について、その助成対象経費(戸建建替え助成金にあっては別表第2に定める除却費及び建築設計費、老朽建築物除却助成金にあっては別表第2に定める除却費、土地管理用仮設物設置助成金にあっては別表第3に定める柵等の設置に要した費用をいう。以下同じ。)に関し課税仕入れに係る消費税額の控除があるときの助成金の交付額は、第9条第1項、第11条第1項及び第13条第1項に規定する助成金の交付額から当該消費税額を控除した額とする。

2 区長は、特例申請者について、その助成対象経費に関し課税仕入れに係る消費税額の控除がないときは、その理由を明記した世田谷区不燃化推進特定整備事業消費税仕入税額控除確認書(第17号様式)を当該申請書に添付させるものとする。

3 区長は、特例申請者について、その助成対象経費に関し課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合であって、当該申請書の提出時に当該消費税額の仕入控除税額が確定していないときは、当該消費税額の仕入控除税額確定後速やかに、世田谷区不燃化推進特定整備事業に係る消費税仕入税額控除報告書(第18号様式。次項において「控除報告書」という。)により報告させるものとする。

4 区長は、控除報告書の提出があった場合において、当該控除報告書を提出した者に対し既に助成金を交付しているときは、当該控除報告書に係る消費税額仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じ、これを納付させるものとする。

附 則(平成26年9月18日26世地整第208号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日26世地整第439号)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成27年度以降に事業認定する助成金を算定する場合に適用し、平成26年度以前に事業認定する助成金を算定する場合については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月30日27世地整第168号）

この要綱は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日27世地整第365号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年10月12日28世防街第370号）

この要綱は、平成28年10月15日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日28世防街第756号）

（施行期日）

1 この要綱中附則に 1 条を加える改正規定は平成29年 4 月 1 日から、第 9 条第 1 項、第11条第 1 項及び第13条第 1 項並びに次項の規定は平成29年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 9 条第 1 項、第11条第 1 項及び第13条第 1 項の規定は、施行日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、施行日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 9 月 6 日29世防街第270号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定及び第 6 条に第 5 号を加える改正規定は、平成30年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 5 条及び第 6 条第 5 号の規定は、施行日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、施行日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月6日29世防街第581号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 2 月 7 日30世防街第546号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年 2 月 8 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 8 条第 1 項第 4 号、第10条第 3 項第 2 号、第12条第 3 項第 3 号、第 1 号様式及び第 9 号様式の規定は、平成31年 4 月 1 日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、同日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条、第10条関係）

地区の名称	範囲
太子堂・三宿地区	太子堂二丁目、太子堂三丁目、三宿一丁目及び三宿二丁目の全域並びに池尻四丁目の一部
太子堂・若林地区	太子堂四丁目、太子堂五丁目及び若林一丁目の全域並びに若林二丁目の一部
区役所周辺地区	梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、世田谷四丁目、若林三丁目、若林四丁目及び若林五丁目の全域並びに赤堤一丁目、赤堤二丁目、豪徳寺二丁目、世田谷三丁目、松原六丁目、及び宮坂二丁目の一部
北沢三・四丁目地区	北沢三丁目及び北沢四丁目
北沢五丁目・大原一丁目地区	北沢五丁目及び大原一丁目

別表第 2（第 9 条、第11条関係）

除却費	第 4 条又は第10条第 1 項の老朽建築物及びこれらに附属する工作物の解体及
-----	---

	び撤去並びに解体及び撤去後の敷地の整備に要した費用の額とする。ただし、当該老朽建築物の延べ床面積に区長が別に定める単価を乗じて得た額を限度とする。
建築設計費	建て替え後の建築物の地上1階から3階までの設計及び工事監理に要した費用の額とする。ただし、当該建築物の地上1階から3階までの床面積（建築物の用途に共同住宅又は長屋を含む場合は、住宅部分に係る床面積）の合計に応じて区長が別に定める額を上限とする。

備考 この表に定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第13条関係）

	柵等の設置に要した費用（当該柵等の取得に要した費用を除く。）の額とする。ただし、当該柵等の総延長に区長が別に定める単価を乗じて得た額を限度とする。
--	---

備考 この表に定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。